

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

### 告 示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(総務部総務課)	81
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(総務部総務課)	82
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	(広報広聴課)	83
○特定調達契約に係る入札の公告……………	(広報広聴課)	84
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定……………	(環境政策課)	85
○第二種大規模小売店舗立地法特例区域の指定……………	(中小企業課)	85
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課)	85
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	85
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課)	86
○土砂災害警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	86
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(維持管理防災課)	87
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(調達課)	94

### 総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		95
------------------------	--	----

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示……………		95
○特定調達契約に係る入札の公告……………		96
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………		97
○特定調達契約に係る入札の公告……………		98

### 道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………		99
------------------------	--	----

## 告 示

### 北海道告示第142号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 資格及び調達をする物品等の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成30年2月23日に一般競争入札の公告を行う指定庁舎等で使用する電力(高压電力)の需給契約
- (2) 資 格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高压(6,000ボルト以上)電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)第34条第4項及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の再エネ特措法第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱(平成28年10月31日付け総務第2762号)の第5の環境配慮審査基準に適合する者

### 3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(2)に掲げる資格要件にあっては、当該組合の組合員が締結した契約を含む。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年2月23日(金)から同年3月16日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道総務部総務課のホームページ ([http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so\\_nyusatu.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm)) においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総務部総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5120

#### 北海道告示第143号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び予定数量

指定庁舎等で使用する電力（高圧電力）

ア 高圧電力（一般）

- (ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 44kW
- (イ) 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価) 206,100kWh

イ 高圧電力Ⅰ型（一般）

- (ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 265kW
- (イ) 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価) 735,300kWh

ウ 高圧電力Ⅰ型（時間帯別）

- (ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 19kW
- (イ) 電力量料金（昼間） (使用電力量1kWh当たりの単価) 37,000kWh
- (ウ) 電力量料金（夜間） (使用電力量1kWh当たりの単価) 44,300kWh

エ 高圧電力Ⅲ型（時間帯別）

- (ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 236kW
- (イ) 電力量料金（昼間） (使用電力量1kWh当たりの単価) 700,400kWh
- (ウ) 電力量料金（夜間） (使用電力量1kWh当たりの単価) 692,300kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道告示第142号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道総務部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎2階総務部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部総務課）

(2) 入札日時 平成30年4月5日（木）午後4時（送付による場合は、同月4日（水）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部総務課のホームページ ([http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so\\_nyusatu.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sum/so_nyusatu.htm)) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（銭単位の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。）が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

## 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い  
入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（銭単位の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総務部総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
ウ 電 話 番 号 011-204-5120

## 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the designated buildings of local agency of Hokkaido Government

a Contract type : High voltage power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 44 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 206,100 kWh

b Contract type : High voltage power type I (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 265 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 735,300 kWh

c Contract type : High voltage power type I (by timezone)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 19 kW

(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity the contract period : 37,000 kWh

(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 44,300 kWh

d Contract type : High voltage power type III (by timezone)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 236 kW

(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 700,400 kWh

(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 692,300 kWh

B Bid tendering date and time : 4 : 00 P.M., April 5, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than April 4, 2018)

C Contact : Administrative Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5120

## 北海道告示第144号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

### 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成30年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成30年2月23日に一般競争入札の公告を行う平成30年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務

(2) 資 格 平成30年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 特定役務の種類 平成30年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務

### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。  
道の指示により、広報紙の制作及び配布に係る協議等のため、来庁が可能であること（1号制作ごとに複数回の来庁を要する。）。

### 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年2月23日（金）から同年3月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ及びエ並びに(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
- 5 資格に関する事務を担当する組織
- |          |                             |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名 称  | 北海道総合政策部知事室広報広聴課            |
| (2) 所在地  | 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-204-5110                |

#### 北海道告示第145号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
平成30年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 契約締結日から平成31年3月31日まで

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道告示第144号に規定する平成30年度広報紙「ほっかいどう」制作及び配布業務の資格を有すること。

#### 3 仕様書で示す企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- (1) 提出期限 平成30年3月16日（金）午後5時まで（送付による場合は、必着）
- (2) 提出場所
- |           |                  |
|-----------|------------------|
| ア 提出先の名称  | 北海道総合政策部知事室広報広聴課 |
| イ 提出先の所在地 | 札幌市中央区北3条西6丁目    |
- (3) 提出方法 資格審査の申請と同時に提出可

#### 4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部知事室広報広聴課

#### 5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階総合政策部共用会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部知事室広報広聴課）
- (2) 入札日時 平成30年4月6日（金）午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道総合政策部知事室広報広聴課のホームページ (<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/index.htm>) においてダウンロードすることができる。

#### 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

#### (1) 入札の方法及び落札者の決定

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とあらかじめ契約の対象となる役務の仕様書で指示している提案事項を記載した企画提案書を提出しなければならない。

また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格

及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

(2) 落札者決定基準 落札者決定基準は、入札説明書による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札説明の日時及び場所

ア 日 時 平成30年3月1日(木)午後4時30分  
イ 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎地下1階総務部共用会議室

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総合政策部知事室広報聴課  
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
ウ 電 話 番 号 011-204-5110

11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : Production and distribution of public relations literature "Hokkaido" 1 (one) set  
B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 6, 2018  
C Contact : Public Relations and Opinions Division, Office of the Governor, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo, Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5110

北海道告示第146号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 形質変更時要届出区域 室蘭市仲町5番5の一部、5番6の一部、5番18一部、5番20の一部(次の図のとおり)  
2 特定有害物質の種類 ベンゼン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境政策課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第147号

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第65条第1項の規定により、次のとおり第二種大規模小売店舗立地法特例区域を指定した。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

第二種大規模小売店舗立地法特例区域

- 1 特例区域の名称 北見市大通西2丁目及び3丁目地区  
2 特例区域の位置及び範囲 北見市大通西2丁目1番、同21番1、大通西3丁目1番1、同1番2及び同3番(次の図に示す部分)

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第148号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、道営土地改良(びふか中央地区(農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成30年2月27日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第149号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡豊浦町(次の図に示す部分に限る。)  
2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び豊浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第150号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 北見市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第151号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
田中の沢2(Ⅱ-23-0160)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

山越郡長万部町字豊津(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

藤野の沢(Ⅱ-23-0140)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

山越郡長万部町字豊野(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

斉藤の沢川(Ⅱ-24-1240)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

檜山郡上ノ国町字小安在、字木ノ子(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

右股川(Ⅰ-25-0030)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

奥尻郡奥尻町字奥尻(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

塩釜川(Ⅰ-25-0020)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

奥尻郡奥尻町字奥尻(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

白水川(Ⅱ-25-0060)

(2) 土砂災害警戒区域の表示

奥尻郡奥尻町字球浦(次の図のとおり)

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

<p>仏沢1号川（Ⅰ-25-0040）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌別沢川（Ⅰ-74-0030）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 幌別中の川（Ⅱ-74-0040）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ウトロ1の沢川（Ⅰ-74-0070）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ西、大字遠音別村ウトロ高原（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 真鯉川（Ⅱ-74-0080）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村字真鯉（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日の出川左股川（Ⅱ-74-0100）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町字日の出（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p>	<p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 マクシベツ川（Ⅱ-74-0120）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町字峰浜（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 12線川（Ⅱ-74-0150）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町字朱円東、斜里郡斜里町字峰浜（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 西線川（Ⅱ-74-0170）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町字越川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 中水川（Ⅰ-74-0190）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町字富士（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 猿間川（Ⅰ-74-0220）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 斜里郡斜里町字来運（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p><b>北海道告示第152号</b> 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57</p>
--	--

号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共和老古美2 (Ⅱ-1-168-721)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
岩内郡共和町老古美 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共和梨野舞納1 (Ⅲ-1-39-361)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
岩内郡共和町梨野舞納 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共和梨野舞納2 (Ⅲ-1-40-362)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
岩内郡共和町梨野舞納 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共和梨野舞納3 (Ⅲ-1-41-363)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
岩内郡共和町梨野舞納 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり

- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共和老古美1 (Ⅲ-1-42-364)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
岩内郡共和町老古美 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
共和老古美3 (Ⅲ-1-43-365)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
岩内郡共和町老古美 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
長万部豊野 (Ⅱ-2-254-1037)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
山越郡長万部町字豊野 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
長万部豊津 (Ⅱ-2-253-1036)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
山越郡長万部町字豊津 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
上ノ国宮越1 (Ⅰ-2-386-1424)

<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字宮越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国宮越2（I-2-387-1425）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字宮越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国宮越3（II-2-268-1051）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字宮越（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国原歌1（II-2-262-1045）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字大崎、字原歌（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国原歌2（I-2-380-1418）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字原歌（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国原歌3（I-2-381-1419）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字原歌（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上ノ国大崎（I-2-379-1417）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字大崎（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 会館の沢川（I-24-1250）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字木ノ子（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 宮の沢川（II-24-1270）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 檜山郡上ノ国町字木ノ子（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>
---	--

- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
古館の沢川（Ⅱ-24-1280）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
檜山郡上ノ国町字木ノ子（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
光明寺の沢川（Ⅰ-24-1260）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
檜山郡上ノ国町字木ノ子（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
上ノ国木ノ子1（Ⅰ-2-377-1415）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
檜山郡上ノ国町字木ノ子（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
上ノ国木ノ子2（Ⅰ-2-376-1414）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
檜山郡上ノ国町字木ノ子（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
上ノ国木ノ子5（Ⅱ-2-261-1044）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 檜山郡上ノ国町字木ノ子（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
上ノ国木ノ子6（Ⅰ-2-378-1416）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
檜山郡上ノ国町字小安在、字木ノ子（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
奥尻奥尻14（Ⅰ-2-525-1563）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
奥尻奥尻15（Ⅰ-2-526-1564）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
奥尻奥尻16（Ⅰ-2-527-1565）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
奥尻郡奥尻町字奥尻（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻奥尻17 (I-2-528-1566)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字奥尻 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻奥尻18 (I-2-529-1567)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字奥尻 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻奥尻20 (II-2-339-1122)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻球浦1 (I-2-531-1569)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>	<p>奥尻球浦2 (II-2-340-1123)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 奥尻球浦3 (I-2-532-1570)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 球浦川 (II-25-0050)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 上野の沢川 (II-25-0070)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 天理川 (II-25-0080)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 奥尻郡奥尻町字球浦 (次の図のとおり)</p>
---	---

<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里本町（I-7-140-2634）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里以久科南（I-7-141-2635）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町字三井（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ西1（I-7-142-2636）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ西、大字遠音別村ウトロ高原（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ西2（I-7-143-2637）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ西、大字遠音別村ウトロ高原、大字遠音別村ウトロ 中島（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ東1（I-7-144-2638）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ東2（I-7-145-2639）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ香川1（I-7-146-2640）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ香川、大字遠音別村ウトロ中島（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ東3（I-7-147-2641）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東、大字遠音別村ウトロ香川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	---

<p>斜里ウトロ東4（Ⅰ-7-148-2642）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ東5（Ⅰ-7-149-2643）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ東6（Ⅰ-7-150-2644）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里本町1（Ⅱ-7-154-2001）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里朝日町（Ⅱ-7-155-2002）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町朝日町（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ中島（Ⅱ-7-156-2003）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ香川（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ東7（Ⅱ-7-157-2004）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ東8（Ⅱ-7-158-2005）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 斜里ウトロ東9（Ⅱ-7-159-2006）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ東（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
--	--

- 次の図のとおり
- 53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
斜里ウトロ西3 (Ⅲ-7-63-699)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ西、大字遠音別村ウトロ高原 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
斜里ウトロ香川2 (Ⅲ-7-64-700)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ香川、大字遠音別村ウトロ中島、大字遠音別村ウトロ東 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
斜里ウトロ香川3 (Ⅲ-7-65-701)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
斜里郡斜里町大字遠音別村ウトロ香川、大字遠音別村ウトロ中島 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
中の沢川 (Ⅰ-74-0020)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
斜里郡斜里町ウトロ東 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 日の出川 (Ⅰ-74-0110)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
斜里郡斜里町字日の出 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
朱田の沢川 (Ⅱ-74-0160)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
斜里郡斜里町字朱田東 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

**北海道告示第153号**

昭和53年北海道告示第3728号 (北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年2月23日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項道南うみ街信用金庫の事項中

「同 上磯支店」を「同 北斗支店」  
同 上磯支店北斗市役所派出所」を 同 北斗支店北斗市役所派出所」  
に改め、同項北石狩農業協同組合の事項中「同 厚田支所厚田店」を削り、  
「同 浜益支所」を「同 浜益事業所」に改め、同項ようてい農業協同組合の事項中「同 倶知安支所」を削り、同項美瑛町農業協同組合の事項中

「同 朗根内事業所」  
同 旭事業所 を削る。  
同 美馬牛事業所」

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道渡島総合振興局告示第38号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年2月23日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

- 1 随意契約に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量  
自動車（公共応急作業車）の賃貸借 2台
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年1月29日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所  
(1) 氏 名 日本カーソリューションズ株式会社  
(2) 住 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
- 4 随意契約に係る契約金額  
45,792円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政課  
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

## 道教育庁教育局告示

### 北海道教育庁空知教育局告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月23日

北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹

- 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成30年2月23日に一般競争入札の公告を行う北海道南幌養護学校スクールバス（恵庭コース、恵庭・北広島コース、江別コース）賃貸借契約
- (2) 資 格 北海道南幌養護学校スクールバス（恵庭コース、恵庭・北広島コース、江別コース）賃貸借契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。
- (3) 当該スクールバスに関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (4) 添乗員を別紙「コース内訳書」に示す人数以上配置できること（江別コースを除く。）。

なお、別紙「コース内訳書」は省略し、6の場所に備え置いて縦覧に供する。

### 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成30年2月23日（金）から同年3月8日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出すること

により行わなければならない。

- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- |             |                          |
|-------------|--------------------------|
| (1) 名 称     | 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室     |
| (2) 所 在 地   | 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 |
| (3) 電 話 番 号 | 0126-20-0142             |

### 北海道教育庁空知教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月23日

北海道教育庁空知教育局長 小 山 茂 樹

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

ア 北海道南幌養護学校スクールバス貸借（恵庭コース）

(ア) 恵庭（通常・行事）コース (1日2便) 204日

(イ) 恵庭（特行事）コース (1日3便) 1日

イ 北海道南幌養護学校スクールバス貸借（恵庭・北広島コース）

(ア) 恵庭・北広島（月・火・金）コース (1日3便) 111日

(イ) 恵庭・北広島（水）コース (1日3便) 41日

(ウ) 恵庭・北広島（木・行事）コース (1日2便) 52日

(エ) 恵庭・北広島（特行事）コース (1日3便) 1日

ウ 北海道南幌養護学校スクールバス貸借（江別コース）

(ア) 江別（月・火・水・金）コース (1日3便) 152日

(イ) 江別（特行事）コース (1日3便) 1日

(ウ) 江別（木・行事）コース (1日2便) 52日

アからウまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁空知教育局告示第5号に規定する北海道南幌養護学校スクールバ

ス賃貸借契約に関する資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

#### 4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局5階第2会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 北海道岩見沢市8条西5丁目北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成30年3月14日（水）午後2時（送付による場合は、同月13日（火）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

#### 5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatunokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

#### 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、国土交通大臣へ届け出た運賃・料金をもとに積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

#### 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目  
(3) 電 話 番 号 0126-20-0142

#### 10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
- a School Bus Charter (Eniwa course)  
Eniwa (Normal / event timetable) course (twice / day) 204 services, Eniwa (special event timetable) course (three times / day) 1 service
- b School Bus Charter (Eniwa・kitahiroshima course)  
Eniwa・kitahiroshima (Monday / Tuesday / Friday) course (three times / day) 111 services, Eniwa・kitahiroshima (Wednesday) course (three times / day) 41 services, Eniwa・kitahiroshima (Thursday / event timetable) course (twice / day) 52 services, Eniwa・kitahiroshima (special event timetable) course (three times / day) 1 service
- c School Bus Charter (Ebetsu course)  
Ebetsu (Monday / Tuesday / Wednesday / Friday) course (three times / day) 152 services, services, Ebetsu (special event timetable) course (three times / day) 1 services, Ebetsu (Thursday / event timetable) course (twice / day) 52 services
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 14, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 13, 2018)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo nishi 5-chome, Iwamizawa Hokkaido 068-8550, Japan  
Phone : 0126-20-0142

#### 北海道教育庁石狩教育局告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月23日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

#### 1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成29年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物

品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

#### (1) 契 約 平成30年2月23日に一般競争入札の公告を行うスクールバス賃貸借契約

- ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約  
イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約  
ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約  
エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約  
オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約  
カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約

#### (2) 資 格 スクールバス賃貸借契約入札参加資格（以下「資格」という。）

#### (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

#### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の許可を現に受けている者であること。  
(2) 道路運送法第9条の2第1号に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣へ届け出ていること。  
(3) 平成28年度又は平成29年度において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4に定める一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

#### 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

#### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成30年2月23日（金）から同年3月2日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。  
(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

#### (3) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失  
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の  
(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目  
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

### 北海道教育庁石狩教育局告示第11号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月23日

北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称（1日当たりの単価）及び調達予定数量

- ア 北海道札幌養護学校スクールバス賃貸借契約  
イ 北海道真駒内養護学校スクールバス賃貸借契約  
ウ 北海道拓北養護学校スクールバス賃貸借契約  
エ 北海道星置養護学校スクールバス賃貸借契約  
オ 北海道星置養護学校ほしみ高等学園スクールバス賃貸借契約  
カ 北海道札幌伏見支援学校スクールバス賃貸借契約

調達予定数量については、別紙「学校別コース一覧」のとおりとする。

なお、別紙「学校別コース一覧」は省略し、3の場所に備え置いて縦覧に供する。

アからカまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成30年北海道教育庁石狩教育局告示第10号に規定するスクールバス賃貸借契約入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会

議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区  
北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援  
室）

(2) 入 札 日 時 平成30年3月8日（木）午前10時（送付による場合は、同月  
7日（水）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5872

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a The school bus rental contract of the Hokkaido Sapporo Special Needs School

b The school bus rental contract of the Hokkaido Makomanai Special Needs School

- c The school bus rental contract of the Hokkaido Takuhoku Special Needs School
  - d The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki Special Needs School
  - e The school bus rental contract of the Hokkaido Hoshioki School Hoshimi High School Special Needs School
  - f The School bus rental contract of the Hokkaido Sapporo Hushimi Special Needs School
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 8, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 7, 2018)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8549 Japan  
Phone : 011-204-5872

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
  - (2) 所在地 札幌市北区北19条西12丁目

## 道 立 衛 生 研 究 所 告 示

### 北海道立衛生研究所告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月23日

北海道立衛生研究所長 貞 本 晃 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量  
北海道立衛生研究所ほか電力需給契約
  - (1) 予定契約電力 730kW
  - (2) 予定電力使用量 3,488,300kWh
- 2 落札を決定した日  
平成30年1月30日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 北海道電力株式会社
  - (2) 住 所 札幌市中央区大通東1丁目2番地
- 4 落札金額
  - ア 基本料金 1,626円75銭
  - イ 電力量料金 16円37銭
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成29年12月19日付け北海道立衛生研究所告示第37号